

介護保険法第70条第1項及び第115条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所庁	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	指定年月日	状態	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	指定有効 期限年月日	代表者名	代表者職種
3760290183	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション みそら	763-0084	香川県丸亀市飯野町東二 甲1391番地3	0877-85-5877	0877-58-5866	2023/5/15	指定	株式会社みそら	香川県丸亀市飯野町東二 甲1391番地3	2029/5/14	東 由紀子	代表取締役
3761690092	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション たいよう	764-0024	香川県仲多度郡多度津町 幸町1番15-1号	0877-85-8484	0877-85-8483	2023/5/15	指定	合同会社訪問看護 ステーションたいよう	香川県仲多度郡多度津町 幸町1番15-1号	2029/5/14	渡邊真紀子	代表社員